

一般財団法人神奈川県建築安全協会
社会貢献事業振興基金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が社会貢献事業振興基金を創設して、建築物の安全性の向上その他社会貢献事業を実施している神奈川県内の団体等（法人格を有しない団体等にあつては、公正な運営と優れた活動の実績をあげている団体等に限る。以下「団体等」という。）に対し助成を行うことにより、安心やゆとりに満ちた共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

(基金の造成)

第2条 基金は、協会から供出する基金及び民間からの寄付による基金とする。

(基金の処分)

第3条 基金の処分は、協会の毎年の事業計画及び事業予算で定める額とする。

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、活動の公益性、社会性が高く広域的な活動により助成の効果が期待できるものであって、次の各号の事業のうちから、毎年度協会が決定する。

なお、助成対象事業の活動地域は、神奈川県内とする。

(1) 建築安全等に係る事業

次のアからウに掲げる事業で建築士が所属する団体等が社会貢献を目的として特別に企画したものであること

ア 建築技術者の育成指導を行い、関係者の資質向上を図る事業

イ 建築物の安全性・快適性の向上や省エネルギーの推進を図る事業

ウ 建築文化の向上や進歩発展に寄与する事業

(2) 広く一般的な社会貢献事業

福祉、環境、防災及び地震等に関連したまちづくり事業又は地域社会貢献事業であり、協会の目的に合致したものであること

(助成額)

第5条 助成額は、次の各号に定めるものとする。

(1) 助成額

助成額は、申請事業の内容、申請団体の財務状況等を勘案し、選考委員会が5分の1から4分の3までの範囲（助成対象事業が他の事業の一部として実施される場合は、6分の1から2分の1までの範囲）で定めた割合に総事業費（第9条で規定する経費を除く。以下同じ。）を乗じて得た額と申請者が申請した額のいずれか少ない額とする。

(2) 助成限度額

前号の規定にかかわらず、助成限度額を次のとおりとする。

ア 建築安全に係る事業	200万円
イ 広く一般的な社会貢献	100万円

(助成申請者及び申請手続)

第6条 助成申請者は、団体等とする。

- 2 原則公募により助成申請者を募るため、協会は応募期間等を協会ホームページ等の広報媒体を活用し広く周知する。
- 3 助成を希望する団体等は、社会貢献事業振興基金助成申請書(第1号様式)、事業計画書(第2号様式)及び収支予算(決算)書(第3号様式)(以下「助成金申請書類」という。)に必要事項を記載して協会に申請する。

(選考委員会)

第7条 協会は、助成対象事業を選定するため、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会の委員は、協会評議員及び理事の中から協会理事長が指名する。
- 3 選考委員会の議長は、協会理事長があたる。
- 4 選考委員会の開催、運営に関しては、別に定める社会貢献事業振興基金選考委員会運営要領による。

(助成団体等の選考)

第8条 選考委員会は、申請を受理した団体等の事業の中から、助成対象事業を選考する。

- 2 選考は、助成金申請書類と助成申請者からのプレゼンテーション及びヒヤリングに基づき、各委員の採点により点数の高い順により決定する。
なお、採点方法等の詳細は、運営要領による。
- 3 協会は、選考終了後速やかに社会貢献事業振興基金助成決定通知書(第4号様式)により団体等に選考の可否を通知する。
なお、団体等は、当初の事業計画を20%以上変更しようとするときは、事前に協会の承認を得なければならない。

(除外対象経費)

第9条 助成の対象経費には、次の各号の経費は除くものとする。

- (1) 団体等の職員及び構成員に対する給料、報酬などの経費
- (2) 団体等の事務所に係る光熱水費などの経費
- (3) 団体等の資産形成に資する備品購入費などの経費
- (4) 専ら飲食のみの集会等に要する経費
- (5) 選考委員会において、助成対象に適さないとされた経費

(助成金の交付方法)

第10条 助成金は、事業実施前又は実施中の段階(以下「事業確定前」という。)と事業が終

了し事業費全体の額が確定した段階（以下「事業確定後」という。）のどちらかの時期で交付されるものとし、団体等の希望を踏まえて協会が決定する。

- 2 団体等は、助成金の交付を受けようとするときは、社会貢献事業振興基金助成金交付申請書（第5号様式）（以下「交付申請書」という。）を協会に提出する。
- 3 事業確定前に交付を希望する団体等にあつては、前項の交付申請書に加えて、時点修正を行った事業計画書及び収支予算（決算）書を提出する。
- 4 事業確定後に交付を希望する団体等にあつては、交付申請書の提出に先立ち、前項に規定する文書及び次条に規定する実績報告書を提出し、協会の確認を受けた後、交付申請書を提出する。
- 5 協会は、交付申請書等を受理し、内容が適正であることを確認した後、申請者が指定する金融機関の指定口座に速やかに助成金を振り込むものとする。

（事業実績報告書等）

第11条 団体等は、事業が終了し事業費全体が確定したときは、速やかに社会貢献事業振興基金助成事業実績報告書(第6号様式)（以下「実績報告書」という。）に必要事項を記載し、協会に提出するものとする。

なお、団体等は、年度内に助成金の支払又は清算を受けるために、実績報告書を3月14日（当日が土曜日又は日曜日等の休日にあたる場合は、最初の営業日）までに提出しなければならない。ただし、助成対象事業の実施期間の関係から実績報告書を3月14日までに提出することが困難な場合には、協会の事前了承を得なければならない。

- 2 前項の実績報告書には、事業に係る助成申請者宛の領収書を添付しなければならない。ただし、該当領収書に代えて、助成申請者宛の請求書及び支払証明書など支払額が確認できる書類の写しとすることができる。
- 3 協会は、第1項の実績報告書を精査した上で、団体等に社会貢献事業振興基金助成事業額の確定通知書(第7号様式)を通知するとともに、必要な場合は助成金の清算を行うものとする。

（助成金の返還）

第12条 団体等が次の各号に該当する場合には、協会は、団体等に対して交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 助成金を不正に使用したとき
- (2) 助成金を事業計画と著しく異なった事業目的に使用したとき
- (3) 第8条第3項に規定する変更の事前承認を行わなかったとき
- (4) 団体等の役員等が著しく公序良俗に反する行為を行ったとき

- 2 前項の規定により返還を協会から求められた団体等は、速やかに返還しなければならない。

（成果の公表）

第13条 助成案件の成果は、協会による講習会等での発表等を要請することがある。

- 2 団体等は、当該団体のホームページ、助成事業に係る広報文書、その他会報等において、協会から助成を受けた旨を協会が別に定める方法等により明示するとともに、成果を広く社会に発信するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 第5条但し書きの複数年の算定は、改正前に係る助成実績も通算して計算するものとする。
- 3 財団法人神奈川県建築安全協会東日本大震災被災地支援活動支援金交付要綱は、平成25年5月1日をもって廃止する。

附 則

本要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

本要綱は、平成27年4月8日から施行する。

附 則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

本要綱は、令和3年4月19日から施行する。

附 則

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和7年3月5日から施行する。

附 則

本要綱は、令和8年1月16日から施行する。